市従労NEWS 第211号 発行 2021年12月05日 金沢市従業員労働組合 情報宣伝部

金沢市従労NEWS

組合設立:1946年 組合本部所在地:〒921-8026 石川県金沢市糸田新町1-30

hide論破!!

そもそも年末調整とは何なの?

10月28日（木曜）に一時集約された年末調整ですが、「今さら聞けない!!年末調整」について、皆さんにわかりやすく解説をしたいと思います。

まず先日、ろうきんの書類が遅い!!など…色々と皆さんが騒いでおられましたが、本来の年末調整のスケジュールは以下の通りとなっています。

年末調整は「12月」に支給される給料、賞与で行われることが多いため、それより前に、勤務先から年末調整に必要になる書類の提出が求められます。

勤務先では「年末調整」を行って、その結果の書類を税務署等に提出しますが、その最終期限は翌年の1月31日となります。

ただし、何らかの理由があって年末調整のやり直しが必要になることもあります。

そこで、年末調整をいつ行うかというと、多くの会社（職場）等では、早ければ10月下旬より年末調整に必要な書類の受付を開始し、11月末から12月上旬に提出を締切ります。※従業員数が多い大企業のほうが、早めに行う傾向にあります。よって、金沢市役所は、職員が約3,000人いますので早めの提出となっています。

1 年末調整って何なの?

年末調整は1月から12月までの給与や賞与（一時金）を合算して、各種控除を差し引いた額を納税する制度です。これをものすごくシンプルに表すと、会社が皆さんの代わりに『確定申告』をすること!!と思って下さい。

基本的には所得を得る人は、全員が確定申告をする必要があります。会社員の場合は、会社がそれを代わりにやってくれるという、本当にありがたい制度なのです。

※ これは国の方針になっており、国としては個人に任せると「納税し忘れ」のリスクがあるため、それなら会社に管理してもらって「税金の納付漏れ」を防ぐという理由から、会社が従業員の代わりに確定申告をすることを義務にしている訳です。つまり、国が会社に対して義務化しているということになります。

会社員であれば、毎月の給与から所得税が天引きされおり、これを『源泉徴収』と言います。
この天引きされた所得税が、実は会社が皆さんの予想年収から計算した「仮の金額」になっています。
年末調整した結果、天引きし過ぎていたからお金を返すのが「還付金」です。
逆に「あれ?源泉徴収が少な過ぎたからもうちょっと払って!」というのが「徴収金」や「追徴金」と呼ばれる。
そのため、年末調整をただの「お金が返ってくるイベント!!」と思っている人は要注意です。

◎ 追加で源泉徴収される要因は、主に2つあります。

① ボーナス支給額が通常より多い……とても良いことですが、会社の業績が上向きで想定していた額よりボーナス支給があった際、賞与の額によっては追徴される可能性があります。

② 扶養家族が減った場合……扶養家族がいる場合、扶養控除によって納税額が減ります。
配偶者や扶養家族の方が対象者から外れた場合、扶養控除もなくなるので「追徴」の可能性があります。

2 年末調整では、各種控除を踏まえて正規の所得税の金額を出す!!

重要 Point ～今さら聞くに聞けない内容等を詳しく教えてくれる新hide論破がStart～

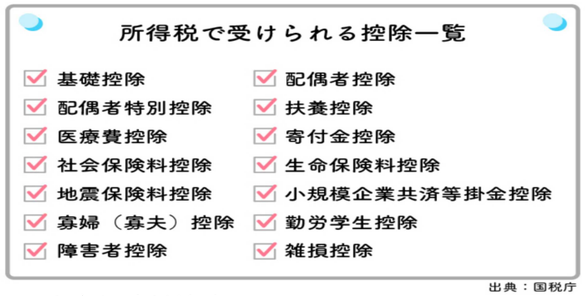

出典：国税庁

控除というのは、所得税などの税金がかからない金額のこと。

つまり、この部分の金額は『目をつぶっておくよ!!』と免除してもらえる金額になります。

所得税の計算は（給与収入－給与所得控除－所得控除）ここに税率を×（掛け算）します。

所得税には、基礎控除や配偶者特別控除など14種類の控除があり、この控除の中でも多くの方が興味を持たれているのは「保険料控除」と「確定拠出年金（小規模企業共済等掛金）控除（iDeCo）」ではないでしょうか。

3 生命保険料控除については?

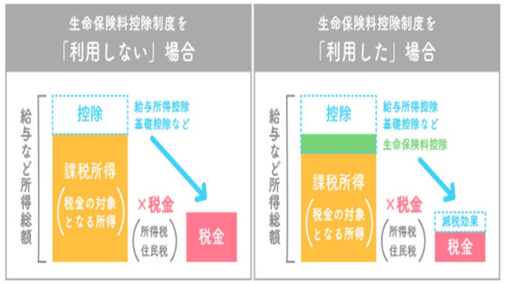

「生命保険料控除」は、支払った保険料に応じて税金が軽減される制度です。支払った保険料の一定額がその年の契約者（保険料を支払う人）の所得から差し引かれます。

上記の図のように「生命保険料控除」を利用した場合と利用しない場合だと、課税対象となる税金に違いがあるのがわかると思います。

ちなみに「生命保険料控除」を利用した場合、所得税と住民税はどれぐらいの節税効果があるのか?

＜所得税に関して＞

所得税の税率は、所得が多いほど多くなる「超過累進税率」を適用して計算します。税率の説明は割愛しますが、

仮に課税所得が400万円の人が、新制度が適応となる一般の生命保険料、医療保険料、個人年金保険料をそれぞれ1年間に8万円を超えて支払ったとします。

この場合、それぞれの控除額は4万円となり、合計12万円の控除になります。

この時に気を付けておきたいのは『12万円が戻ってくる』のではないということです。

◎ 12万円の控除ということ＝「この12万円に対しては所得税をかけないでおきましょう!!」ということです。

（例） 課税所得：400万円の場合、所得税は次のように計算します。

4,000,000円 × 20% － 427,500円（所得控除） ＝ 372,500円

ここに生命保険料控除が12万円あったとすると、課税所得額が12万円下がりますので388万円になります。

3,880,000円 × 20% － 428,500円（所得控除） ＝ 348,500円

結果 ⇒ 差額は 372,500円 － 348,500円 ＝ 24,000円

つまり、年間 24,000円の節税になります。

＜住民税に関して＞

住民税は、

① 均等割・・・各地方自治体で決められた金額。

② 所得割・・・個人の所得に対して、合計で10%の税率。

この2つの合算で構成されています。

iDeCo 個人型確定拠出年金・愛称[イデコ]

生命保険料控除が7万円あったとすると、その10%の「年間7,000円の節税」となります。

所得税と合せて、本来支払うべき税金から合計で「年間31,000円の節税」となります。

（例） 月7,000円の個人年金保険料なら、年間支払保険料は84,000円となります。
仮に所得税・住民税の税率が20%の方なら、保険料控除の還付金が所得税で4,100円、
翌年度支払う住民税が2,800円少なくなります。よって合計で6,900円の節税効果があります。
年間支払保険料84,000円の約8%に該当する6,900円の節税効果は、コストパフォーマンスが高いとも言えます。

これを例えば30年間契約を続けたと考えると ⇒ 6,900円 × 30年 ＝ 207,000円

これだけの「税負担軽減」があります。

銀行の金利がほとんど『ゼロ』の時代です。

例えば、銀行に毎月1万円預けたとしても……ここまでのリターンは望むべくもありません。

「手続きが面倒!!」という方が多く見られますが、せっかくの制度なのだから、この様な視点も加えて「各保険の加入」を検討・見直しすることで、よりパフォーマンスの高い保障（補償）設計ができると考えます。

その他の控除等で、パフォーマンスの高い『個人型確定拠出年金（iDeCo）』や『ふるさと納税』の活用についても検討して見ればいいと思います。

4 税額控除についての計算方法は?

住民税の税額控除については、配当控除・外国税額控除・**住宅ローン控除・寄附金控除**（ふるさと納税）等があります。

<住宅ローン控除>

住宅ローンの利用をして「マイホーム」の取得やリフォームをした際に、税金（所得税・住民税）の一部が控除（減額）される制度であり、住宅ローン控除の適用を受ける者が、所得税において控除不足額が生じる場合、残余の額（所得税の課税総所得金額の7%相当額で136,500円限度）について、翌年度の所得割額が減額されます。

【住宅ローン控除の計算式】

毎年控除できる金額＝年末時点の住宅ローン残高×控除率1%

※ 最大控除額は **40万円**

（例） **Aさん**
- ○ 年末の住宅ローン残高：3000万円
- ○ 本年中に納める所得税：7万円
- ○ 翌年の住民税：16万円
- ○ 住宅ローン控除額：3000万円×1%＝30万円

◎ 所得税： 7万円 － 30万円 ＝ -23万円 （この年は所得税は0円となります）

この場合、所得税から控除できなかった23万円分については、翌年の住民税から差し引かれますが、上記にもある課税総所得金額の7%（136,500円限度）までとなります。

この例（Aさん）の場合には、住民税から控除できる最大額が136,500円となるため、実際の控除金額は

7万円 ＋ 136,500円 ＝ **206,500円** となり、2年目以降も同じ計算となります。

初めて「住宅ローン控除」の適用を受ける際には、『確定申告』が必要となります。初回の確定申告を忘れずに!!

<寄附金控除（ふるさと納税）> ☞2008年から制度がスタートしましたが、2019年6月に制度改正され、各自治体における「返礼品の調達額（返礼率）」を、寄附金額の“3割以下”とすることを義務付けました。

ふるさと納税とは、あなたが応援したい自治体に寄附ができる仕組みとなっており、ふるさと納税の寄附金に関しては『税金』の還付および控除が受けられるものであります。

対象となる寄付金額のうち**2,000円**を超える部分の金額について、総所得金額等の30%を限度として10%が税額控除されます。寄附金控除の上限額は「年収（所得）」と「世帯（家族）構成」「各種控除」等によって変動します。

【全額控除される「ふるさと納税」額の目安表】 <ふるさと納税を行う方（本人）> ～総務省～

家族構成 / 給与収入	独身 または共働き	夫婦 または 共働き +子供1人(高校生)	共働き +子供1人(大学生)	共働き +子供2人(大学生・高校生)
300 万円	28,000円	19,000円	15,000円	7,000円
400 万円	42,000円	33,000円	29,000円	21,000円
500 万円	61,000円	49,000円	44,000円	36,000円
600 万円	77,000円	69,000円	66,000円	57,000円
700 万円	108,000円	86,000円	83,000円	75,000円

税金控除を受ける際には、「確定申告」もしくは「ワンストップ特例制度」の適用に関する申請が必要となります。

この「ワンストップ特例制度」とは、年間の寄附先が『5自治体』までなら、確定申告不要で税金控除が受けられる簡単便利な制度であります。その際に「申請書」「本人証明書類」を寄附した自治体に送るだけで、控除上限額内で寄附した合計寄附額のうち『2000円』を差し引いた額が住民税から全額控除されます。

必ず寄附を行う前に、御自身の上限額を把握してから「無理のない範囲の額」で寄附することをオススメします。

なお、ふるさと納税では、1万円・2万円の寄附により全国の各自治体における『自慢の返礼品』を受け取ることが最大の魅力でもあります…高級牛肉、ウニ、いくら、タラバガニ、魚介および海産物類、お米、ビール、日本酒（地酒）、ワイン、宿泊券、ライブチケット…まで様々な御礼品（還元率117%超等）が届くのが最大の魅力です。

※ 申告に必要となる「寄附金受領証明書」は御礼品と一緒に届きます。到着時期は、自治体や内容等で異なります。

重要 Point ～住宅ローン控除や寄附金控除（ふるさと納税）等についてもご説明～

［ふるさと納税の4つの魅力］
① 様々な地域に寄附ができる：出身地に限らず、全国の自治体に寄附ができる!!
② 寄附の使い道が選べる：まちづくり・復興支援等を指定できる自治体もあります!!
③ 御礼の品が頂ける：応援した地域の『特産品』等が届きます!! ※ 各Webサイトからのポイントも貰えたりします!!
④ 税金還付・控除が受けられる：控除の上限額内であれば、実質自己負担額は「2000円」で済みます!!

（例）『ふるさと納税』をすると具体的に税金はどうなるの？

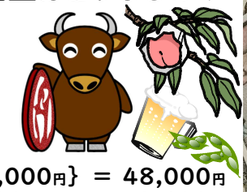

Aさん ⇒ ○所得税の適用税率：20%
○住民税所得割額：40万円
○ふるさと納税：5万円の寄附

［所得税］ 寄附金控除…… {50,000円－2,000円} ＝ 48,000円
所得税の軽減額… 48,000円 × 20% ＝ 9,600円

［住民税］ ① {50,000円－2,000円} × 10% ＝ 4,800円
② {50,000円－2,000円} ×（90%－20%）＝ 33,600円
※ 注意点 ： 33,600円は、住民税所得割額：40万円の20%以内

◎ 住民税の税額控除額は ⇒ 4,800円 ＋ 33,600円 ＝ 38,400円
◎ 税軽減額は ⇒ 所得税 ＝ 9,600円、住民税 ＝ 38,400円 合計 48,000円

5 個人住民税の申告と納付については?

個人住民税とは、地域社会の費用の負担を「住民」が広く分かち合う『地域社会における会費』的な税となります。

市町村民税と道府県民税があり、それぞれ1月1日にその市町村（都道府県）に住所を有する者に対し、当該住所地団体が課税するものであります。

なお、所得税の「確定申告書」を提出した人は、住民税の申告書を提出する必要はありません※。

給与所得者は、職場から市町村へ支払報告書が送られるため「申告」をしなくてよいことになっています。

但し、所得税で選択可能な少額配当の申告不要、給与所得者の給与以外の所得の合計が20万円以下の申告不要、年金所得者の申告不要は、住民税においては適用がないため、これらを選択した場合は住民税の申告書の提出が必要になります。

※ 上場株式等の配当等について所得税と異なる課税方法を選択する場合は、住民税の申告書を提出しなければなりません。

① **普通徴収**（事業所得者など）
市町村から送付されてくる納税通知書に従って、年4回（6月・8月・10月・翌年1月）に分けて分割納付します。

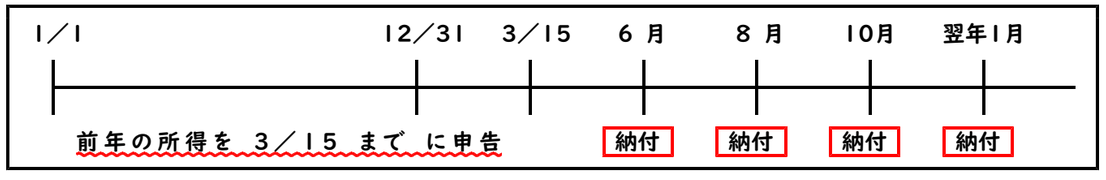
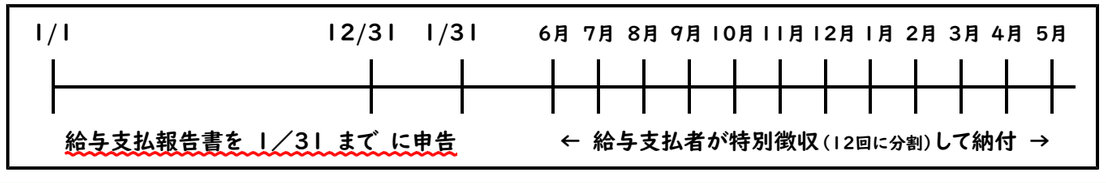
② **特別徴収**（給与所得者など）
給与の支払者（特別徴収義務者）が、特別徴収税額通知書に基づいて、6月から翌年の5月までの計12回に分けて、毎月の給与から税額を天引きし、翌月10日までに「市町村」に納付します。